

女性委員会通信

252
2018.11.15

東京都港区新橋六 七 一 川口ビル六階

全国労働組合連絡協議会 女性委員会

TEL 〇三 五四〇三 一六五〇
FAX 〇三 五四〇三 一六五三

社会の隅々で

ジェンダー平等を実現するために

女性差別撤廃条約・選択議定書の

批准を求めよう！

日本のジェンダー平等度は2017年144国中114位と毎年順位を下げ続けている。要因は政治分野と経済分野での意思決定の場に女性の数が少ないためだ。日本は2020年に意思決定の場に女性を30%にと目標をかかげているが、実現には程遠い。

こんな状況を変えたいと女性差別撤廃条約の実現を求め活動する日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク（JNNC）が、女性差別撤廃委員会（CEDAW）からパトリシア・シュルツ委員の招聘を企画した。

労働団体も含め多くの賛同を得て、10月2日に院内集会（JNNC、国際女性の地位協会、女性人権機構の共催）、日弁連での集会、3日の内閣府「聞く会」（主催は男女共同参画推進連携会議企画委員会）、北九州（アジア女性交流研究フォーラム）、大阪（WWN）での集会が開催され、京都でも研究者との意見交換会が行われた。

シュルツさんは、スイス連邦男女平等局局長を歴任した法律家で、2011年にCEDAWの委員となり、選択議定書に基づく個人通報制度作業部長をされている。

シュルツさんは、スイスは女性差別撤廃条約の批准には時間がかかったが、



女性差別撤廃委員会（CEDAW）
パトリシア・シュルツさんを
迎えて院内集会を開催



選択議定書の批准は早くできた。女性差別撤廃条約は16の条文からなり、現在189カ国が批准している。条約上の権利を女性一人一人の個人の権利として確立するために選択議定書が1999年に採択され、現在109カ国が批准している。選択議定書には調査制度と個人通報の2つの制度がある。調査制度はNGOなどが女性の権利の重大な侵害について情報を提供し、委員会が調査するもの、個人通報制度は個人または団体が国内の最終手続きを経たうえで（日本は最高裁の判断）、裁定に不服がある場合にCEDAWに通報し、差別を争うことができる仕組みであると紹介され、日本が批准することとは、国内の人権を国際基準に則って外部の評価を受けることとなり、国内裁判所が女性の人権を尊重するシグナルにもなるし、アジア地域のモデルになる。Time is Now. 一話つくられた。

19けんり春闘発足総会

日時：2018年11月30日（金） 18時30分
会場：全水道会館 大会議室（4F）

プログラム

発足総会 18:30～19:00 19けんり春闘全国実行委員会「闘いの目標・組織」
学習集会 19:00～20:30 講演：「職場のハラスメント防止法を作ろう！」
講師：新村響子・弁護士（日本労働弁護団常任幹事）

主催：19けんり春闘全国実行委員会（東京都港区新橋6-7-1 川口ビル6F 全労協気付）
たくさんのご参加をお待ちしております。



女性差別裁判では近年、企業の裁量を広く認め、差別を認めない判決が散見され、最高裁でも上告が棄却されている状況が続いている。日本の男女賃金格差は未だに男性100に対し73.4とOECD諸国とは10ポイント以上も差がある。CEDAWから何度も勧告を受けている選択的夫婦別姓制度も実現していない。

政治分野の女性活躍推進法はできたが国会に女性議員をもっと増やす必要がある。

院内集会に女性議員14名、秘書16名が参加され、シュルツさんの講演を熱心に聞き、与党公明党も含め各政党から発言を受けた。最後にJNNCと国際女性の地位協会から「日本をジェンダー平等社会に！個人通報制度実現のための共同行動」が呼びかけられた。女性委員会もこのアクションに参加する。

解雇撤回を訴え、 銀座デモに500名！

日頃の「ご支援ありがとうございます」。
ユニテッド航空は米国の労働組合
AFAとのみ団体交渉を重ね、「米国の
組合AFAの組合員と米国民民だけが
機内で乗務できる」と書かれた労使
協約を結びました。会社は締結直前の
2016年5月、その条文中に抵触する
全国一般・全労に所属する私たち日本
人乗務員のみを排除するために解雇し
ました。

11月2日にユニテッド航空に対し
て行った抗議の銀座デモ行進には50
0名を超える多くの方がご参加下さい
ました。ご多忙にもかかわらずお集ま
りくださった皆さんに感謝の気持ちで
いっぱいです。ありがとうございます。
た。

デモ行進は、シユプレビコール、日
本語と英語のアナウンスで力強く訴え
ながら歩き、通行中の方々は足を止め
て訴えを聞いて下さったり、ビデオを
撮ったりされていました。さらには今
職場でパワハラ、長時間労働、非正規
労働者の差別などで苦しんでいる方
に向けて、労働組合で共に闘う大切さ
も訴えました。

また、今月11月6日におこなわれた
都労委では、組合側の要求通りユニ
テッド航空による回交拒否を切り離し
て先に判決を下すことは決定していま
すが、会社は結審前に最終陳述をした
いと主張して引き延ばしをしています。
組合側の抗議も聞き入れられず今月行



11月2日、銀座デモに500名を超える仲間が集結した。

私のお気に入り

朗読デビュー

”ちょいとお前さん、ねえお前さん、起きとくれよ……”
古典落語の名作「芝浜」は、魚屋のおかみさんの
台詞から始まります。

その「芝浜」を朗読講座の先生と二人で読む
ことになりました。もう一組、先生と男性が読
む「ちはやふる」と二作の組み合わせで、僭越
にも木戸銭を頂くというのだから、恐縮の極み。

対面朗読、放送朗読、舞台朗読、読みきかせ等、いろいろありま
すが、今回は舞台朗読ということになります。

前々から朗読を聞くのが好きで、アナウンサーが読む”耳で聞く
ラジオ小説”に聞き惚れていましたが、まさか自分が人前で読むこ
とになるとは思ってもみませんでした。

”朗読の基本は子どもに読んで聞かせること”、”ゆっくり、はっ
きり、大きな声で”、巡ってきた機会に応じることで伸びる、あま
り上手くなくても人前で演じることで成長する、と教わりました。
その成長に期待しての挑戦です。

デビューは26日、さあ、芝浜の魚屋のおかみさんになりきれん
だろうか、ドキドキの毎日です。

全石油労 竹内勝子



われるはずだった結審は、1月21日
に延期されました。

私たちは、解雇撤回、原職復帰を求
めて全力で闘っていく決意です。今
後とも更なるご支援をよろしくお願
い申し上げます。

全国一般・全労働者組合
FAユニテッド闘争団

11・12 会計年度任用職員制度とは 学習会報告

地方公務職場で働く臨時・非常勤
職員の処遇改善と称して「会計年度
任用職員制度」が2020年4月に
施行となる。地方の非常勤公務員は
64万人おり、その大半がこの制度の
対象となるという。

労働法制PT主催で11月12日学習
会を開催した。最初に中岡全労協事
務局長から制度概要と都労連の取組
を、大田区で働く藤村南部全労協事
務局長から23区を網羅する特区連の
取組みの取組みが紹介された。

次いで全統一千葉市非常勤嘱託職
員分会の山室さん、練馬区立図書館
専門員労働組合の三澤さん、武市さ
んから現場での交渉や問題点の報告
があった。



11月12日、会計年度任用制度の学習会を開催

本制度の最大の問題点は、仕事は
継続しているのに1年毎の「任用」
という形で雇用が細切れにされるこ
とだ。10数年も同じ職場で働いてき
た人を任用の都度1カ月の試用期間
を設け、さらに任用は数回までとか
制限される危険性、正規職より1分
でも勤務時間が短ければパート扱い
で「期末手当」（査定なしの賞与）
の支給が可能になるが自治体の財政
状況が悪ければもらえない。

労働条件を改善してきた組合が労
組法の適用外となること、獲得した
労働条件が守られるのかも問題だ。

学習会は当該組合同士の意見交換
の場ともなり有意義な時間となった。